

## 指定給水装置工事事業者指定事項変更時の書類について

### 事業所の名称又は代表者の変更

- 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書
- 誓約書（法人）
- 登記簿（法人） 原本 ※3か月以内
- 定款（法人） 原本証明をしたもの
- 住民票（個人） ※3か月以内
- 口座振込先登録用紙（変更がある場合のみ）
- 指定給水装置工事事業者証
- 指定給水装置工事事業者証交付申請書

### 住所の変更

- 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書
- 登記簿（法人） 原本 ※3か月以内
- 定款（法人） 原本証明をしたもの
- 住民票（個人） ※3か月以内

### 役員の変更（法人のみ）

- 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書
- 誓約書
- 登記簿（法人） 原本 ※3か月以内

### 電話番号・FAX番号の変更

- 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

### 主任技術者の変更

- 主任技術者選任・解任届  
選任の場合は、主任技術者免状の写し

### 臨栓前納金の残金返金時振込先の変更

- 口座振込先登録用紙

### 指定給水装置工事事業者の廃止・休止・再開

- 指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書
- 廃止・休止の時は指定給水装置工事事業者証

### 〈手数料〉

指定証の変更がある場合のみ

指定証交付手数料 2,000円 (申請時に納入)

※事業者証に変更がある場合は、事業者証と事業者証交付申請書を必ず提出してください。